

# 環境に関する統計の段階的な整備

(環境省作成資料)

# 環境統計の体系とその整備状況

平成24年8月13日(月)

環境省

総合環境政策局 環境計画課  
廃棄物・リサイクル対策部 企画課

## 1-1 環境統計の段階的な整備について

### 経済協力開発機構(OECD)における環境指標の検討

PSRモデル: 環境情報の体系的な整理・指標化

環境への負荷(pressure)

環境への状況(state)

社会による対応(response)

PSRモデルに基づいたコアセット指標を提示

# 1-2 環境統計集の発行について

## 平成24年版環境統計集の概要と構成について

### 概要

OECD  
「グリーン成長  
に向けて」

資源生産性・資源の生産・消費

環境負荷物質の排出状況

自然資源(ストック)の状況

環境分野における経済の状況

生活の質と環境側面

### 構成

巻頭 グラフ・環境指標

1章 社会経済一般

2章 地球環境

3章 物質循環

4章 大気環境

5章 水環境

6章 化学物質

7章 自然環境

8章 環境対策全般

# 1-3 環境統計の段階的な整備について

## 環境統計の課題と現状

### 温室効果ガスに関する統計

経済・社会活動と関連付けた気候統計の整備

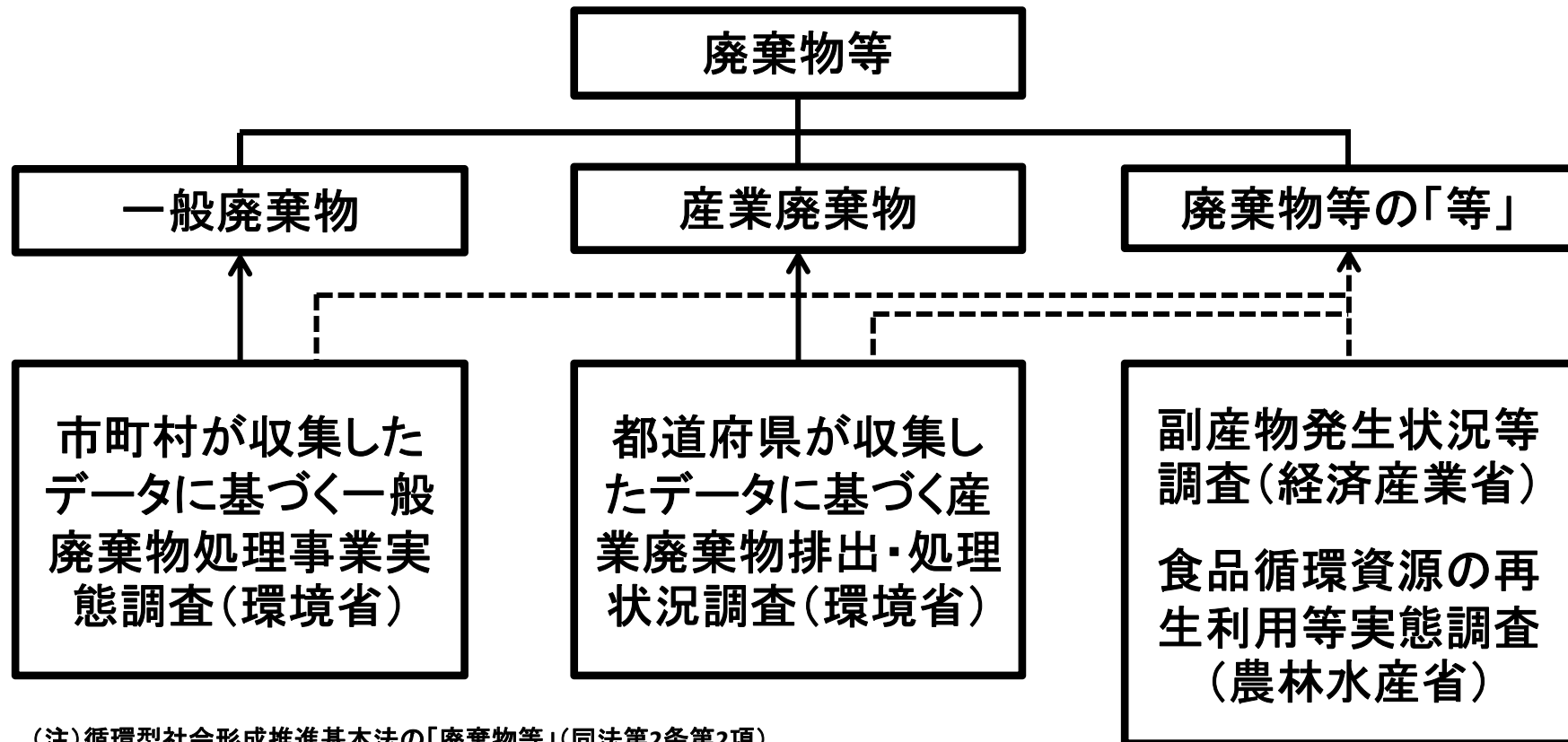
### 廃棄物等に関する統計

精度向上及び迅速化

### 環境分析用産業連関表の作成

個別分野ごとの資源生産性・効率性の検討の必要性

# 2-1 循環型社会形成推進基本法の 「廃棄物等」に関する統計



(注)循環型社会形成推進基本法の「廃棄物等」(同法第2条第2項)

この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 廃棄物
- 二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物を除く。)

## 2-2 公的整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日)別表「今後5年間に講ずべき具体的施策」の措置状況

環境省において、廃棄物等に関する統計の精度向上及び迅速化を図るため、平成21年12月、関係省(農林水産省、経済産業省)の参画の下、学識経験者、地方公共団体、産業界関係者からなる検討会を設置。

(参考)公的整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日)別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(5)環境省に関する統計の段階的な整備	○廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。

## 2-3 検討会における検討状況

- 精度向上及び迅速化の観点から、次の内容について順次対応
  - 集計時期の迅速化
  - 推計手法の改善
  - 統計の基となるデータの充実
  - 温室効果ガス算定のための精度向上
  
- 今後も、廃棄物等に関する統計の精度向上及び迅速化の観点から、各方面からの要請に応じ、着実に推進する予定